

法律科目試験問題（民事訴訟法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

Yは、平成28年11月22日、Xからその所有する甲土地を買い受け、代金を支払った。しかし、Xが登記の移転に協力しないため、Yは、平成29年1月24日、Xを被告として、YX間の甲土地売買契約（以下「本件契約」という。）に基づき、所有権移転登記手続を求める訴え（以下「本件前訴」という。）を提起した。裁判所は、同年12月1日に口頭弁論を終結し、同月11日にY勝訴の判決を言い渡し、同判決が確定した。その後、甲土地について、Y名義の所有権移転登記が経由された。

Xは、平成30年2月7日、甲土地につき、Yを被告として、Yの得た所有権移転登記の抹消登記手続を求める訴え（以下「本件後訴」という。）を提起し、本件契約におけるXの意思表示は、Yの詐欺によるものであったとして、その取消しの意思表示をし、これにより本件契約は効力を失った、と主張した。この主張に関連して、Xは、判例は、前訴口頭弁論終結後の相殺権行使について、その効果の主張を妨げていないから、同じ形成権の一つである詐欺による取消権行使についても、同様に解されるべきである、と論じた。

【設問】

本件後訴において、Xが詐欺による取消権を行使して本件契約の効力を争うことは、前訴確定判決の既判力によって遮断されるか。Xの引用した判例が【事例】のような取消権行使にあてはまるかを論じたうえで、結論と理由を述べなさい。